

# 「自分だけは大丈夫」と思っていないませんか 悪質商法はあなたを狙っています！！

消費者の心理を巧みについた悪質商法やネットでのトラブルが次々とおきています。どんなに用心していても日々の生活の中で、消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。消費者トラブルから身を守るために、不審なときはすぐに消費生活センターに相談して下さい。

消費生活センター  
☎995-1854

## 相談件数は40件増加 ～架空請求相談が急増～

昨年度の消費生活相談件数は、架空請求に関する相談の大幅な増加で475件でした。

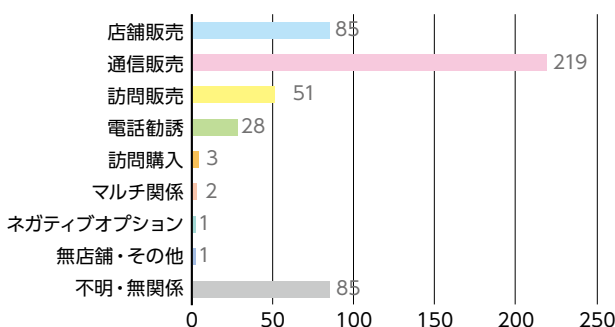
最も多かった相談は、はがきやメールで身に覚えのない代金を請求されたという架空請求の相談でした。消費料金などの未納があると書かれているはがきが、公的機関のような名前で送られてきたという商品一般の相談が124件、心あたりのないインターネット通販会社やアダルトサイトから動画や利用料の支払いを求められたという放送コンテンツの相談が63件ありました。その他には、健康食品、光回線の変更、多重債務、LPガスの勧誘などいろいろな相談が寄せられました。

## 通信トラブル多発！

### ～「お試し」のつもりが解約できず～

購入形態別にみると、通信販売が219件ととび抜けて多くなっています。スマートフォンやタブレット端末が身近になり、インターネットで趣味や、ショッピングを楽しむという人が増加しているということがあります。ネットで1回だけの「お試し購入」を申し込んだつもりが定期購入だったとか、ネットオークションで商品を落札したが思っていたのと違ったが返品できない、サイトで購入し代金を払ったのに商品が届かないなどのトラブルが目立ちます。通信販売はクーリング・オフ（無条件解約）がありません。契約条件などを慎重に確認してから契約して下さい。

## 平成29年度 販売購入形態別相談件数

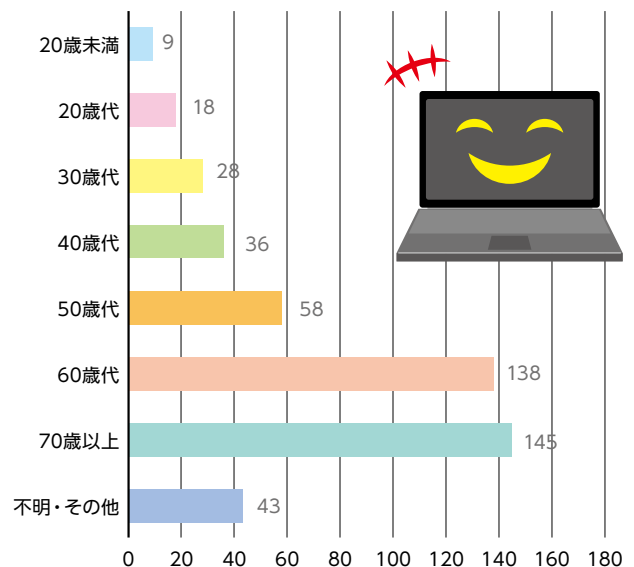


## 60歳以上の相談が全体の60%

年齢別をみると60歳代が138人、70歳以上が145人で60歳以上の相談が全体の60%を占めています。

架空請求の相談以外に、高齢者世代では、安くなると言われ光回線を変更したが安くならない、健康食品が送り付けられた、布団の購入をきっかけに次々に勧誘してくるなどの相談が多く寄せられました。契約したけれど解約したいという相談が298件ありますので、セールストークにまどわされず冷静に判断して下さい。

## 平成29年度 契約当事者の年齢別件数



## トラブルにあわないために！！

皆さんの周りには、たくさんの情報があふれています。消費者トラブルに巻き込まれないためには情報に振り回されず、正しく判断する力が必要になります。消費者トラブルにあわないために悪質商法の手口や契約などに関する知識を身につけましょう。迷った時には、一人で判断しないで家族や友人、消費生活センターなどに相談して下さい。

